

第6号様式の2(第5条関係)

議長	局長	次長	次長補佐	係長	係
					
合議					

平成30年3月30日

流山市議会議長 秋間 高義 様

交付議員名

阿部治正



流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により、平成29年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費 480,000円

2 支 出

項 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費	0円	
研 修 費	0円	
広 報 費	413,500円	『市政報告』の印刷と新聞折込代
広 聴 費	0円	
資 料 作 成 費	895円	コピー代
資 料 購 入 費	58,968円	『ディーファイル』誌代
人 件 費	0円	
事 務 所 費	0円	
その他の経費	0円	
合 計	473,363円	

3 自己負担金

無し

※支出が収入を上回った場合は、その差額は議員の自己負担となります。

4 返 納 額

6,637円

調査研究費

調査研究費支出合計

0円

[illegible]

広報費

広報費支出合計 413,500円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
H29.7.23	『市政報告』2017年夏号印刷	47,880円	1	印刷代95,760円中の2分の1
H29.7.26	『市政報告』2017年夏号折込	62,057円	2	折込代124,114円中の2分の1
H29.10.19	『市政報告』2017年秋号印刷	37,244円	3	印刷代74,488円中の2分の1
H29.10.24	『市政報告』2017年秋号折込	59,951円	4	折込代119,902円中の2分の1
H29.12.27	『市政報告』2018年冬号印刷	43,935円	5	印刷代87,870円中の2分の1
H30.1.4	『市政報告』2018年冬号折込	59,249円	6	折込代118,498円中の2分の1
H30.3.23	『市政報告』2018年春号印刷	43,935円	7	印刷代87,870円中の2分の1
H30.3.26	『市政報告』2018年春号折込	59,249円	8	折込代118,498円中の2分の1

領 収 書

2017年7月23日

流山市議会 阿部治正様¥95,760-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社

〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3734-6495

ご注文日	2017-07-23 09:18:40	
ご注文No	20170723-0049-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた</u> <u>ファイル</u>
タイトル	阿部治正市政報告 17 年 8 月号	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット 70kg 納期:3 営業日 印刷色数:両面 1 色 表面:1 色(C,M,K) 裏面:1 色(C,M,K) 部数:24000 部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金 820 円+@0.62 円(1 枚)) +1 営業日 オプション:表面カラー (K:ブラック) オプション:裏面カラー (K:ブラック)	

どうする小中学校の教室・校舎不足

学校建設は徹底した情報公開と市民参加の下で行うべき

■市の小学校新設計画

保育所、学童クラブの不足を乗り越えて、小中学校の教室・校舎不足を生み出した流山の子育て・教育施策。市は、2021年4月の開校予定で新たな小学校新設計画を明らかにしました。場所は、流山警察署前の大畔地域、規模は47学級、大規模校になります。

流山市は、8年前の小山小学校、一昨年のおおたかの森小中併設校と、2回続けて新設直後に教室不足を生じさせ、また通学区変更など子どもや保護者に負担を強いました。

今度は大丈夫なのか。市民から不安の声があがっています。

■通学区の変更による負担は

現在おおたかの森小に通っている児童の中には、通学区域変更で小山小から移った子が多くいます。八木北小でも学区変更問題が生じています。4年後に新設小が出来れば、またまた学区変更です。

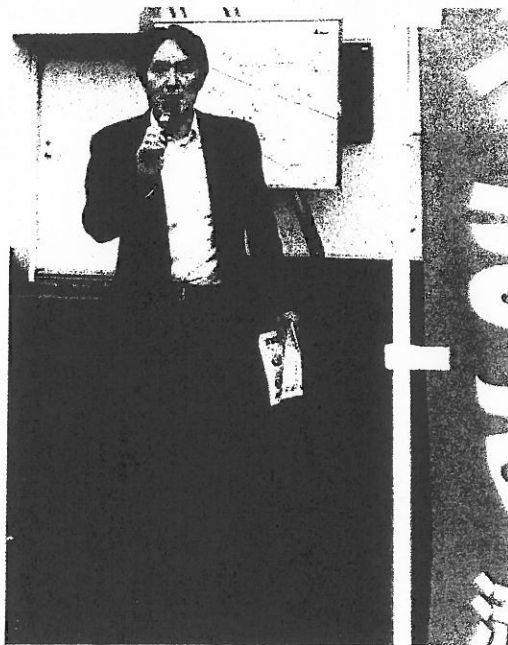
「母になるなら流山市」の宣伝標語に惹かれて、子どもが通う学校まで想定して引っ越し先地域を選んだ親たちもいます。にもかかわらず、行政の政策ミスで通学区変更を押しつけられ、負担を被らなければなりません。

保護者・住民の皆さんへの丁寧な説明、意見の聴取は絶対に欠かせません。

■通学路の安全対策は

新設校が予定されている場所は、直ぐ横を交通量の多い都市軸道路が走っています。今後ますます交通量増大が予想される道路です。小学生たちが、毎朝この道路を横断して学校に通うことを想像するとゾッとする、そう語る保護者もいます。市は、交通ボランティアなどにも協力をお願いすると言いますが、果たしてそれで十分か。

また、新設小は47学級というマンモス校、しかも更に拡大される可能性もあります。自



阿部治正はこの3年4ヶ月、平日は毎朝（出張などで市内にない日を除き）市内駅頭に立ち市政の報告をしています。

ずから、遠くの地域から通う子どもも出て行きます。小学1年生の小さな身体に負担はかからないのか。今の計画のまま学校建設を進めるべきなのか、再考が必要です。

■マンモス校の弊害は

小規模校の統廃合を強引に進めて、行き届いた教育を目指す教員や保護者からひんしゅくを買っている文科省ですら、大規模校には批判的です。児童1人ひとりが活躍する機会や異年齢の児童の交流が少なくなる、きめ細かな指導が困難になる、校舎や運動場が窮屈になる、体育館やプールの利用調整が難しくなる、学校運営が困難になる等々が理由です。

市は大規模校の弊害を取り除くよう努めると言いますが、その方法は具体的には不明です。

■市民の声をちゃんと聞け

子どもたちの将来を大きく左右する学校教育の場はどうあるべきか、どうつくるか。小山小、おおたかの森小中併設校に続く、3度目の失敗は許されません。議会の意見はもちろん、何よりも市民の声を丁寧に聞き、その意見を計画に反映させていくべきです。そのためにも、徹底した情報公開は大前提です。

介護保険制度改悪から2年 流山の介護はどうなった

介護はボランティア頼みでなく専門家を中心に

●利用者は専門家の介護サービスを求めている

介護保険法が3年前に改正されました。内容は、①一定以上の収入(単身280万円、夫婦359万円)のある方のサービス利用料を1割から2割に引き上げ、②特養などに入所出来る方を要介護度3以上に制限、③要支援1と2の方を介護保険制度のサービスから市町村が運営する「新しい総合事業」に移す、④低所得者の方に対する補足給付の認定に預貯金などを含めてハードルを高くする等でした。流山市はすでに2年前の4月から実施しています。

今回は、「新しい総合事業」、特に介護をボランティアなどに委ねる方向を大きく打ち出した点について見ます。

まずサービスを利用する高齢者の希望との

食い違い。多くの利用者は、やはり専門の介護職からのサービスを希望しています。昨年10月に厚労省が発表した資料は、ボランティアを重用したサービスが普及していないこと(訪問3.9%、通所12.9%)を示しましたが、当然の結果です。

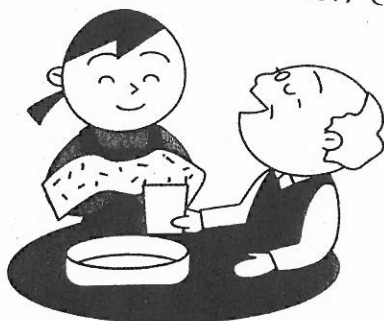
素人によるサービスで見落とされ、要支援・要介護の状態が悪化するケースも見られます。介護はボランティアでも出来る仕事と見なされ、介護職への社会的評価や処遇がいつそう低下する弊害もあります。

介護は、専門職を基本とする。介護職への処遇を抜本的に改善する。この事こそが重要です。

●24時間訪問サービスは国の思惑に振り回されないように

高齢者への医療と介護は「国の主導から自治体ベースへ」、「施設や病院から地域・在宅へ」という流れが強まっています。「地域包括ケアシステム」がそのカナメとされ、中心的役割を担う事業として「定期巡回随時対応型・訪問介護看護サービス」が推奨さ

介護は専門家の手で、
処遇もキチンとしてあげて



れてきました。

ところが流山市ではその事業者が昨年12月に採算がとれず撤退。月単位で利用者20名が経営の前提ですが、13名しか確保出来なかったのです。いま新しい

ふたつの事業者が名乗りを上げていますが、この事業の採算面の難しさに変わりはありません。

背景に国の責任の軽減ありきの考えがありますが導入した事業である以上、国の思惑に縛られず、研究と工夫によって軌道に乗せることも必要です。例えば独居や高齢夫婦や重度者を中心とするのではなく軽度者も対象とする、生活支援なども組み入れてトータルなケアを目指す中で成果をあげるなどの工夫です。

●命と健康重視の仕事に金儲け主義は持ち込ませない

国が唱道する「介護は新たなビジネスチャンス」の風潮に乗ってか、不正もあとを絶ちません。消費者庁は、介護研修などを行う(株)日本教育クリエイト(三幸福社力レッジ、日本医療事務協会)に対し、表示法違反に当たるとして措置命令を出しました。実際には値引きしていない研修費用を、しているかに偽った広告を出し、受講者を集めていたのです。

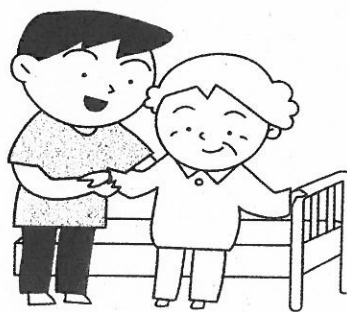
昨年、流山市が行った介護職員実務者研修の受託費助成を受けた方15名の内、14名が同事業者の1で研修を受けていました。こんな有様では、研修が

介護はビジネス?



容自体への信頼も失われかねません。人の命と健康に関わる仕事に関するウソや金儲け主義は決して許さない。市には毅然とした態度が求められています。

地域・在宅へ?
ねらいは国の責任・役割軽減



国民健康保険守って安心して受けられる医療を

●子ども医療費助成に国が科すペナルティは廃止を

今は市町村が運営主体となっている国保が、2018年からは都道府県の運営にされようとしています。加入者の年齢構成が高い、所得水準が低い等のために財政運営が不安定な国保制度の安定のためと言われます。しかし実際は国の負担の軽減、そのための医療供給の抑制が目的です。

まず、これまで自治体が子どもの医療費助成を行うと、余裕があると見なされてペナルティが科せられていました(国保国庫負担金の減額)が、今後はどうなるのでしょうか。国は、未就学児までの助成は見逃すがそれ以上はこれまで通りペナルティの対象とする方針です。今どき中学生までの医療費助成は当たり前、多くの自治体が高校生までを目標にし始めている中で、少子化対策に逆行する国の施策です。

●保険料引き上げ、保険証取り上げ、受診抑制招かぬよう

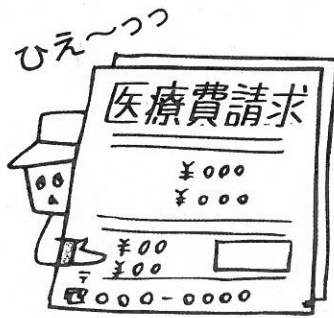
来年度からは、保険料は市が徴収しまとめて県に

流山の国民健康保健の実状(2015年実績)
保険料が所得の25%以上の人も
保険証持たぬ人が7%以上も

- 滞納世帯数、割合は？
 - 保険料の軽減世帯割合は？
 - 7割軽減(前年所得が33万円以下) **22.2%**
 - 5割軽減(33万円+<24.5万×世帯主除く加入者数>以下) **17.8%**
 - 2割軽減(33万円+<35万×加入者数>以下) **10.5%**
 - 軽減世帯の保険料の所得に対する割合は？
 - 7割軽減 **25.5%**
 - 5割軽減 **8.7%**
 - 2割軽減 **10.3%**
 - 滞納世帯の割合 **15.7%**(2015年末)
 - 短期被保険者証 **5.7%** 1,339世帯
 - 資格証明書 **1.7%** 411世帯
- (資格証明書ではいったん医療費を全額を支払う必要があるため受診困難に。短期被保険者証でも期限切れなどで受診抑制に。そして重症化、医療費増に)

納付することになります。その納付金額と加入者に課せられる保険料の元となる「標準保険料率」が来年1月に県から市に示されます。実際に徴収する保険料は最終的には市が決めるとされていますが、県段階で決められる保険料率が今までより高くなることは確実。国や県が「激変緩和措置」を口にするように「激変」が前提なのです。

このままでは、保険料のさらなる引き上げ、支払い困難な人への徴収圧力のいっそうの強化、支払えない人からの保険証の取り上げ、医療を受けられない人たちの増加が避けられなくなる心配があります。



●国保は社会保障、運営は国の責任であること明確に

国保は「独立採算が原則だ」と言う者もいますが、独立採算は民間保険会社の原理であって、社会保障の一環としての国保の原理ではありません。

そもそも社会保障は自助や共助では国民の受けるリスクに対処出来ないからこそ生み出された仕組み。だからこそ、「ベバリッジ報告(1942年)」は国の責任を、ビスマルクの社会保険(1880年代)は企業・雇用者の責任を明確にしたのです。

日本の憲法も、25条で「生存権」の保証を謳い、国民健康保険法は国保制度の基本を「社会保障」の一環だと明確に謳っています。国保は人々が医療を受ける権利の柱なのです。

流山市は、国民皆保険の基礎である国保を、住民の立場に立って充実させていく姿勢を明確にし、県や国と対峙しなければなりません。住民が置かれている暮らしや医療の厳しい現状を深く知り、それを守り、支え、ともに困難を解決していく取組が強く求められています。

医療は権利！
それでこそ安心じゃよ



国民健康保健の県への一元化 流山の医療は大丈夫か

健康・医療
国民健康保険

阿部治正は本年第2回定例市議会に提案された7つの発議に賛成。うちの2つの決議に対する考えを以下に記します。

賛成『森友学園』『加計学園』問題の真相究明を求める意見書

■終わっていない森友問題

国民の財産である国有地を鑑定価格の10分の1の破格値で手に入れた森友学園。籠池氏が安倍首相と教育理念を同じくし、ともに右翼団体日本会議のメンバーだったために便宜を受けたことは明らか。ゴミ処理費用も不当に高く見積もられ、土地値引きの口実にされていました。昭恵夫人や国交省・財務省の官僚を証人喚問して真相の究明を行うべきです。

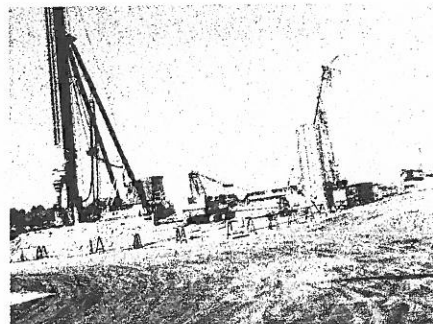
■森友上回る加計学園疑惑

加計学園の獣医大学新設計画でも、森友と同じ構図が、より大規模に繰り返されています。加計孝太郎理事長は、安倍首相の30数年来の友人で「腹心の友」。その加計氏経営の獣医大学の新設が、国家戦略特区の仕組みを使って特別に認められ、獣医学会や文科省の反対を押し切って、今治市から130億円もの補助金も得て建設されようとしています。

■次々明らかになる首相自身の介入

「首相のご意向」などと書かれた、内閣府から文科省への圧力を示す文書の存在が明らかにされましたが、政府は「怪文書だ」と否定。

ところが、すべてを知る前文科事務次官・前川喜平氏が「総理のご意向だ」などと記された一連の文書は「確実に存在していた」と断言。また獣医学部の新設計画が加計学園ありきで進められ、「公平、公正であるべき行政がゆがめられた」とはっきりと語りました。



4月末、獣医学部の現場を見してきました。3月の今治市議会で決議が通ったばかりなのに、既に工事が進んでいました。

■調査されるべきは安倍政権の中核だ

その後も、現役文科省職員からの告発が続き、安倍政権は「追加調査」の約束へと追い込まれました。ところが、逆に文科省職員を「機密漏洩」で脅すありさま。最近では、獣医学会から、やはり「加計ありき」だったことを示す山本大臣の発言を記した議事録も提出されました。

調査されるべきは、お友達への利益誘導のために政治を歪め、政権を私物化して恥じない安倍首相自身と内閣府、安倍政権の中核です。

賛成

憲法尊重擁護義務の

厳守を求める意見書

今年は日本国憲法施行70年。改憲勢力は改憲の動きを強めています。しかし問題はむしろ、憲法に示された理念が政治や暮らしに活かされていないことです。

■最高法規（第99条）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

●憲法は国民が権力や国家縛るもの！
だから、憲法には権力者に憲法擁護義務を課しました。立憲主義の条項です。

■戦争の放棄（第9条）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

●「戦争できる国」で、いいですか？ 阿部治正は、憲法の平和主義の理念に立ち、必要最小限の組織や装備、運用に関する基本原則を定める平和創造基本法の制定を求めます。

■健康で文化的な生活（第25条）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及

び増進に努めなければならない。

●自己責任、自助努力で切り捨てられる政治でいいですか？ 阿部治正は、暮らせる年金、安心の介護、最低賃金時給1500円を目指します。障がい者と共に生きる社会づくり、子どもの貧困の解決に取り組みます。

■教育を受ける権利（26条）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

により、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

●おカネがないと教育が受けられない社会でいいですか？ 阿部治正は、高校授業料無償化制度の復活、公的な給付型奨学金の創設、無利子奨学金の充実、奨学金返済負担の緩和で子どもたちを応援します。

■人間らしく働く（第27条）

すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

●非正規雇用を無くします。ブラック企業は許しません？ 阿部治正は、人間らしい尊厳ある働き方を目指し、長時間労働規制法の制定、均等待遇の実現、保育園不足の解消を求めます。



No 00678

領 収 証

阿部 治正

殿



領 収 金 額			百万		千		円
			¥	1	2	4	114

内訳

現 金

小切手

約 手

振 込

平成 29 年 7 月 26 日

但し 8/1 折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

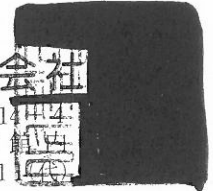
ものは無効とします。



日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞社 早稲田別館内
電 話 (03)3208-8611



29 年 7 月 21 日

阿部治正

殿

毎日折込株式会社

T 169-0072

東京都新宿区大久保3-14-4

每日新聞早稻田別館内

TEL : 03-3208-8611

FAX: 03-3208-8763

担当：

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額

¥

124. 114

廣告主名

件名

阿部治正

殿

議 會 報 告

折込日

サイズ

枚数

29 年 8 月 1 日 朝刊予定

A3 2ツ折

22,100

枚

[illegible]

※見積有効期限：発行日より1ヶ月

【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

領 収 書

2017年10月19日

阿部治正様¥74,488-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社

〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3734-6495

ご注文日	2017-10-19 16:54:11	
ご注文No	20171019-1189-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた</u> <u>ファイル</u>
タイトル	市政報告 17 年 11 月	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット 70kg 納期:6 営業日 印刷色数:両面 1 色 表面:1 色(C,M,K) 裏面:1 色(C,M,K) 部数:24000 部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金 820 円+@0.62 円(1 枚)) +1 営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720 円 オプション:データ修正サービスを利用しない オプション:表面カラー (K:ブラック) オプション:裏面カラー (K:ブラック)	

阿部はるまぎの

市政報告
2017 年秋号
流山市議会
社民党

E-mail:th4h-yko@asahi-net.or.jp

流山市議会事務局 〒 270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

第3回定例市議会では2テーマで一般質問

10月2日に終えた市議会では介護保険、五輪招致について一般質問しました。その趣旨をご紹介します。

■介護保険後退に抗する 対策が急務です

3年前に続き、今年5月に介護保険法がまた改悪。一定以上の所得ありと見なされた人の介護サービス利用料を3割負担に引き上げ、高齢者の「自立支援・重度化予防」をうたい文句に「保険者機能の強化とインセンティブの付与」などを盛り込んだ。この改悪は市の介護事業にさらなる困難をもたらそうとしている。

安倍首相は「自立支援」とは「介護が要らない状態までの回復をできる限り目指す」ことだと語った。しかし、要介護度5の人が介護が必要でなくなる状態まで回復する可能性は高いと言えるか？ それを目指すことは正しい施策と言えるか？

「自立」と「介護が要らない」こととは同じではない。介護保険制度が言う「自立」は、適切な介護があれば自立可能、介護を得ての自立という事だ。介護保険制度の目的は「自立」のためにも介護サービスをしっかり提供しようという事だ。

健康な人が病気や怪我をした場合、どう治療していくかが大事。だれが考えても、病気や怪我以前の状態に近づけることが重要。しかし要介護状態というのは、加齢や老化に伴って自然と起きるもの、医学の進歩や本人の努力だけでは解決が困難なもの。介護というのは、そのことを前提に、どうやって本人や家族の負担を軽減し、生活の質を維持し、向上させるかを考えるべきもの。出来ないことが増えても、人間らしく尊厳のある、満足のいく生活を送ることを支えるのが介護の役割。

■東京五輪は「多様性」 が試金石です

井崎市長は、東京五輪においてオランダチームの事前キャンプを市民総合体育館で実現すると意気込んできた。近年の五輪ではダイバーシティ(多



阿部治正はこの3年8ヶ月、平日は毎朝(出張を市内にしない日を除き)駅頭に立ち市政の報告をしています。

様性)が重視され、2014年にはオリンピック憲章に性的少数者、多様な性自認を持つLGBTへの差別禁止が書き込まれ、アスリートの中にもLGBTであることをカミングアウトする人が急増している。流山市が、同性婚も認めるLGBT最先進国オランダのチームを迎え入れようとするならば、ふさわしい対応策が求められている。

例えば、市民総合体育館をLGBTの競技者にも不快感なく使用出来る施設とするためジェンダーフリートイレや更衣室への配慮等々が最低でも必要。

流山市民に、LGBTを身近な問題として受けとめて貰うための情報発信も大切。五輪を機会に流山市はオランダチーム、それに関連し、付随する応援客や観戦者、観光客などを迎えるにふさわしい街に変わっていく必要がある。そのための積極的な情報発信や啓発を、市民とりわけ児童・生徒に向かって行う必要がある。

オリンピックがあろうがなかろうが、流山のまちづくりにおいて、多様な人々が不自由なく、嫌な思いをさせられることなく暮らせるまちをつくるという問題意識が重要。市は、LGBTフレンドリーなまちづくりに勇気を持って取り組むべき。

■流山市はこの基準を満たせるか？

2020 オリンピック・パラリンピック調達コード
(3) 人権 ②差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

介護保険の後退にどう立ち向かうか、五輪招致をどう行うか

昨年の市政の点検が今後の課題を照らす 暮らしと福祉がまちづくりの基本

2016年度決算 への反対討論

阿部治正は、第3回定例市議会（8月31日～10月2日）の最終日に8つの討論を行いました。いずれも市民の暮らし、健康、安全、そして市民が主体の市政の必要を強く主張した討論です。2～3頁で「一般会計決算」への反対討論、4頁で当局提案の2つの議案と議員提案の1つの決議案についての討論要旨をご紹介します。

●問題意識の欠如した平板な現状認識ではダメ

2016年度の流山市を取り巻く経済情勢について市長が述べた見解に対して、何点か指摘します。市長は、次のように述べました。



「28年度の我が国経済はアベノミクスの取組みにより雇用や所得

環境の改善で穏やかな経済の回復基調が続いた。しかし個人消費や民間設備投資は所得や収益の伸びに比べて力強さに欠けていた。そうした中、国は未来への投資を実現する経済政策を打ち出し、流山市でも補正予算を認めて頂いた」等々。

しかし、こうした経済情勢の把握、アベノミクスへの評価は、中身が極めて平板です。2016年度の流山の市民生活には、それ以前から継続し、堆積してきている問題が、大きく影響し、のしかかっているという認識が重要です。

●バブル崩壊が生んだ高齢者の二極化を知ることが重要

私が考える、今の流山の市民生活に影を落としている重要な出来事を、何点かあげます。

第一は、90年代最初のバブル崩壊の影響。当時、主に中高年者だった人々が職を失ったり、賃金や労働条件が大きく引き下げられました。その影響はいまも、高齢者の二極化、貧困高齢者の問題として、大きな社会問題となっています。

市の施策分野で言えば、生活保護や、国民健康保険や介護保険に関する問題です。しかし、生活保護では本来受けられる人の漏給を減らす課題は達成出来なかった、と言うよりそもそもそうした問題意識が

希薄。国民健康保健については、2016年度に進められた国保制度の広域化に向けての動きに対して「制度の改善」に繋がると述べるばかりで、保険料の引き上げなどをもたらして市民の医療を受ける権利にとって脅威になるという問題意識は希薄でした。

高齢者介護の分野では、国による制度改悪にあらがいながら何とかして高齢者やその家族を守ろうという姿勢ではなく、利用者軽視の国の施策に積極追随するという姿勢でした。つまるところ、二極化し、貧困化が進む高齢者の暮らしに対して真剣に寄り添う施策を行って来ませんでした。

●就職氷河期の受難者は生活苦を抱えたまま中年期に

二つ目は、バブル崩壊に続く10年間（1995～2005年）の就職氷河期の影響です。そのころ就職に苦労した若者達は、既に中年期にさしかかり、今も低賃金、不安定雇用の状況下に置かれて続けています。中には長期にわたる引きこもりに陥ってしまった人もいます。

こうした市民に対する施策としては、先に述べた生活保護行政とともに、国が生活保護に陥る前のセーフティネットとして鳴り物入りで打ち出してきた、「生活困窮者自立支援制度」をどう有効に活用するかが問われていました。この点について、私は議会で、深刻な問題意識を持って取り組んで欲しいと、一般質問も行いました。しかし、流山市の取組は、市民への制度の周知も十分でなく、また事業の中身も貧弱でした。事業の成果も、この制度に期待されていたレベルには程遠い状況です。この事業については（法の付則第2条に定める3年後の検討規定に基づいて）国の側で来年4月に向けての見直しが行



われています。この見直しも機会にして、生活困窮者支援制度として、任意事業も増やすなどして、更に充実させていくことを強く要望します。

●リーマンショックが拍車かけた女性と子どもの困難



三つ目の問題は、まだ記憶に新しい2008年のリーマンショックの影響です。当時、派遣切りが吹き荒れ、野宿者が増え、派遣村などが全国に生まれました。注目しなければなら

いのは、その少し後の時期から、女性が置かれている新たな困難がクローズアップされ始め、ネット喫茶で若い女性が寝泊まりをせざるを得ない状況がマスコミでも取り上げられました。そして今は、そうした女性たちとその子どもたちの世代の問題が深刻化しています。シングルマザーの貧困や、子どもの貧困問題が大きな社会問題となってきたのです。

女性の困難、子どもの貧困への対応が大きな社会的課題になっている中、非婚のシングルマザーへの寡婦控除の見なし適用がひとつの象徴的な問題となっています。子どもの貧困対策のひとつとして、準要保護世帯への支援、例えば就学援助の品目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA費を追加することが求められています。援助品目にこの三つを加えたのは文科省であり、背景には新学習指導要領で部活動が教育の一環として位置づけられたことなどがあります。国から地方に交付される地方交付税にも費用として算入されている以上、市がこれを実施しないのは問題です。

以上3つの出来事が、相互に折り重なりつつ、市民生活に大きな影響を及ぼしています。自治体の執行部は、こういう歴史的な、立体的な見方が出来ないと、市民の暮らしを改善するための生き生きとした、心の通った施策は出てこないことを知る必要があります。

●沿線開発が生んだ子育て教育施設不足に早急な対策を

沿線開発の影響についても述べておきます。流山市は沿線開発の効果で人口が急増し、税収も増えていますが、保育所・学童クラブ・小中学校の教室・校舎不

足など、矛盾も吹き出してきています。市の見通しの甘さ、見込み違いから生じた問題です。こうした問題に対する取組においても、市民の声を聞く姿勢の欠如、その前提である情報公開の不足が、市民の間に不安をかき立てています。とりわけ、小中学校の教室・学校不足の問題に対しては、議会との間での、そして何よりも市民との間での、意思疎通の改善を図ることが強く求められています。

●人員抑制と安上がり委託やめで行政サービスの質の重視を

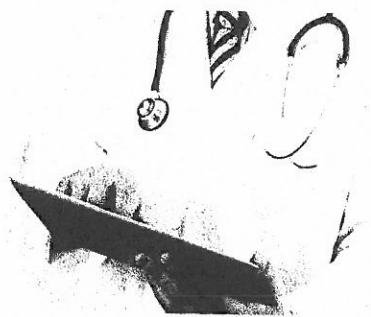
社会的問題の複雑化や人口の急増によって行政のマンパワーの増強が求められているにも関わらず、流山市は定員適正化計画の名の下に人員抑制を続け、また市の事業の安上がり民間委託を進めてきました。

その歪みが市の職場内でパワハラやメンタルの病を生んでいます。これらを個人の資質の問題に解消することは間違いであり、人員配置や業務量や職場環境の問題に目を向けて、その改善を図るべきです。

流山市では民間委託もすでになりに進められてきており、今は正規職員を増やすべきときです。流山市では、昼休みも自席で食事を摂ることを余儀なくされています。有給休暇をキチンと取得出来る職場、始業前や始業後のサービス残業をしなくてよい職場を前提にした定員計画でなければなりません。

また、安上がり委託の追求は、例えばゴミ収集事業者による家庭ゴミへの事業系ゴミの混入の問題を生じさせてしまいました。当局は、委託費が安すぎるからではないと言い分けますが、しかし事業者がこのやり方を現場作業者に押しつけた際、「ボーナス出すためには必要なことだ」と言い、事実この不正を行い始めてからようやくわづかばかりのボーナスが出始めたというのが実状です。事業系ゴミ混入というやり方はどんな口実を設けても許されることではありませんが、安い委託費が現場に様々な歪みを生んでいることは明らかです。

もちろん、2016年度の事業の執行を全体としてみれば、必要な施策が適正に行われたと評価出来る部分も見られます。しかし、上に指摘した如くの、様々な限界と問題は見過ごしに出来ないものと考え、2016年の一般会計決算に反対の立場を表明します。



第3回定例市議会での阿部治正の8つの討論の内3つの要旨を「紹」しま
す。議案や発議は以下のサイトにて「覧」いただけます。 www.nagare/amaetk.jp

「流山市市民投票条例の制定について」

市民参加を押し広げる画期的条例

賛成

市民投票条例は、流山市自

治基本条例の中ですでに制定
が予定されていたものです。投
票の請求のためには投票資格者
の6分の1以上の連署が必要で
あるなどハードルがやや高すぎ
る、投票資格者選挙人の年齢要
件が高い等の限界を持っていま
す。とは言え、市政への市民の
直接参加を促進する制度の一つ
として極めて有意義です。

市民の市政への直接参加の方
法としては、すでに様々な「請
求権」があります。今回の条例
がそれらと異なるところは、市
政に関わる特定のテーマについ
て市民が直接にその意思を表明



出来るという点です。

もちろん、代議制に基づく間
接民主主義の持つ意義や可能性
も、まだ十分に発揮され、汲み
尽くされているとは言えない状

「工事請負契約の変更について」

自治法と市条例違反に加え、市民を蔑視

反対

スポーツフィールドの工事請
負契約の変更が議会で議決され

る前に、すでに工事が進められ
ていたことは、明白な地方自治
法違反です。議会議決を無視し
て進められていたのは、事業費
ベースで56%に及び工事。し
かも、契約変更の中身は、単な
る施設形状の変更、費用の増額
というだけでなく、当該施設の
機能の変更を伴うものであつ
たにも関わらず、議会議決が無
視された点は、前代未聞です。
市民が望む工事だから良い
というかの発言もありました
が、これは市民を見下した言葉
と言う他ありません。自治意識
の高い流山市民は誰も、自治法
や条例に違反してまでスポーツ

況です。その間接民主主義の役
割と可能性をさらに開花させる
ためにも、住民投票などの直接
民主主義制度が発展し、刺激を
与えていくことは有意義なこと
だと考えます。

先に挙げた幾つかの限界につ
いては、この市民投票条例の実
際の活用とその検証を通して、
さらに改善されていくことを期
待しつつ、賛成いたします。

●賛成23・反対0

フィールド工事を進めてくれな
どと決して言わないはずです。

もし議会がこの議案をそのま
ま承認してしまったならば、議
会に法や条例無視の責任が転嫁
されることになってしまいます。

議会無視、市民軽視、市民をた
だ利益享受を求めるだけの存在
の様に見下す市当局の姿勢を、
議会自身が受け入れたのだと見
なされても仕方ありません。

近年は全国の多くの自治体議
会において、自治体議会の権能
の強化、議会の団体意思決定機
能や監視機能の向上策について
の議論が活発に行われています
が、こうした流れにも逆行する
行為となってしまういます。

●賛成19・反対5

北朝鮮問題に関する意見書(共産党提案)

反対

米国の核も同時に抑え込むべき

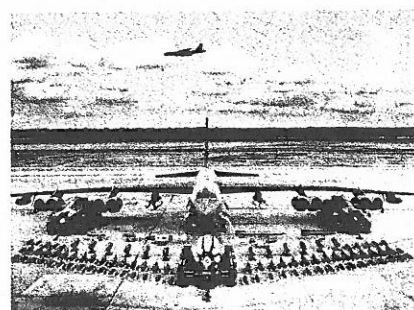
政府への要求項目の1に、「現在の危機が引き起こ
された根本は、北朝鮮が累次の国連安保理決議に違反
して、核兵器・ミサイル開発を進めてきたことにある」
と書かれています。

しかし、危機が引き起こされた「根本」を言うので
あれば、それは核兵器を保有する5大国、とりわけ核
超大国である米国にこそあります。核兵器保有という
軍事的に圧倒的に有利な立場、それをテコにした巨
大な外交圧力を用いて、核兵器を持たない国や中小国
家に対して無理難題やエゴを押しつけてきたことこそ
が、北朝鮮という鬼っ子を生み出し、増長させている
根本原因です。そして、核5大国や米国の横暴な振る
舞いを黙認し、それを支持してきた日本政府にも大き
な責任があると言うべきです。

北朝鮮によるミサイル発射や核実験が、米国によ
北朝鮮への核を用いた先制攻撃や北朝鮮の体制を崩壊
させるとの脅しへの対抗の必要を口実としてきたこと、
そして米国が実際に北朝鮮に対するそうした作戦を選
択肢として持ち続けていることは事実です。いま北朝
鮮が主張している、「自国を守るための核抑止力」とい
う言葉は、米国を始めとする核5大国自身が信奉して
きた考え方であり、その反射作用です。

そうした認識を抜きにして、問題の「根本」は北朝鮮
にあると主張することは、本当の「根本」を見失うこと、
米国を始めとする核
5大国の専横を免罪
すること、そのこと
によって北朝鮮の核
とミサイルの開発に
口実を与え続けるこ
とに他なりません。

●賛成21・反対5



№ 00699

領 収 証

阿部 治正

殿



領 収 金 額			百万		千		円
			¥	1	1	9	902

内訳

現 金

小切手

約 手

振 込

平成 29 年 10 月 24 日

但し 11/1 分折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。

扱 者 印



日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3

毎日新聞社 早稲田別館内

電 話 (03)3208-8611(代)



御見積書

29 年 10 月 16 日

阿部治正

殿

毎日折込株式会社

T 1 6 9 - 0 0 7 2

東京都新宿区大久保3-14-4

毎日新聞早稲田別館内

TEL : 03-3208-8611

FAX : 03-3208-8763

担当：

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額	
¥	119,902

広告主名 阿部治正		件名 議会報告	
折込日 29 年 11 月 1 日		サイズ A3 2ツ折	枚数 21,350
朝刊予定		枚	

[illegible]

※お支払い条件：前金（印刷物納品日までにご入金願います。）

配送料	
小計	111,020
消費税	8,882
合計	119,902

※見積有効期限：発行日より1ヶ月

【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

5

KL

領 収 書

2017年12月27日

阿部治正様

¥87,870-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社

〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3734-6495

5

①

領 収 書

2017年12月27日

阿部治正様

¥87,870-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社

〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番

TEL: 050-3734-6495

ご注文日	2017-12-27 12:58:40	
ご注文No	20171227-0494-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた</u> <u>ファイル</u>
タイトル	市政報告18年1月	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット70kg 納期:4 営業日 印刷色数:両面1色 表面:1色(C,M,K) 裏面:1色(C,M,K) 部数:24000部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金820円+@0.62円(1枚)) +1 営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720円 オプション:表面カラー (K:ブラック) オプション:裏面カラー (K:ブラック)	

疑問や不安が次々 新設小学校計画

通学区変更でまた転校？

マンモス校できめ細かな教育は可能？

●“大規模校を1校だけ” が引き起こす様々な問題

流山市は、小学校はおよそ2校、中学校は1校足りていません。この間の急激な人口増、子どもの数の増加がその背景にあります。

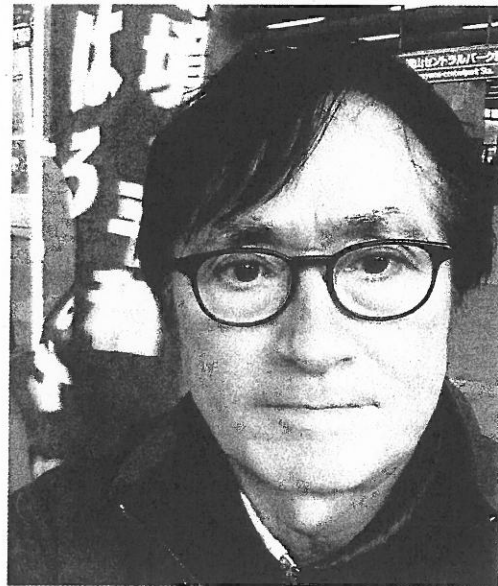
この事態を受けて、市は、新たな学校建設計画を打ち出しました。しかし建設するのは小学校1校のみ。文科省が奨める適正規模の小学校で言えば2校分は不足する中で、1校の建設で足りるのか。市は、最終的には47クラスの大規模校となるから大丈夫だと言います。

大丈夫どころではありません。大規模校はダメだと言われているのには理由があります。第1に、子どもたちに対するきめ細かな目が行き届かなくなってしまう。第2に、体育館やプールなどを多くのクラスが使用すると調整が難しい。第3に、校区＝通学区が広がって遠くから通わねばならない子どもたちが生じてしまう等々の、マイナス面が大きいからです。

●徹底した情報公開、市民 との対話を求めます

通学区の問題をめぐってすでに大きな議論が起きています。新設校の開校に伴って転校を余儀なくされる子どもたちが出てしまうからです。直ぐ近くにこれまで通った学校があるのに、その何倍も遠距離の学校に転校させられる。あるいは、おおたかの森小中校が出来たときに一度転校したのに、また転校を強いられる。こんな声が生じているのです。

遠くても通いたくなるような、何か「特色ある教育」を提供すれば良い。そんな話も聞こえてきます。しかし、学区が変更になる地域の子どもや保護者の全員が魅力を感じる「特色ある教育」とは何ぞや？ それは一種の差別化、特別な教育サービスの提供に他ならず、公教育において重要な公平や平等の理念とは相容れない、逸脱、禁じ手です。



阿部治正はこの4年2ヶ月、平日は毎朝（出張などで市内にいない日を除き）駅頭に立ち市政の報告をしています。

そんな手段にさえ頼らざるを得なくなったのも、もとはと言えば、過大な建設費と華美なデザインが批判されたおおたかの森小中併設校建設がよく物語っているように、教育を人寄せパンダの如く人気取りの道具にしてきた市のトップの政治姿勢にこそ原因があります。

新設校建設にあたっては、同じ手法を繰り返させるわけにはいきません。そのために、市民への徹底した情報公開、市民との話し合いを強く求めていく必要があります。

おおたかの森地区での中学校 早期建設求める決議を採択！

おおたかの森地区は、子育て世代の人口が急増し、学校不足が深刻化。市は、47クラスの大規模小学校の建設計画を打ち出していますが、中学校も建設しなければならない状況です。

市議会は、市政の重要課題と受けとめ、市に対して中学校新設の早期検討を求める必要を痛感し、決議案を上程、全会一致で採択しました。以下、決議の結語部分を紹介します。

「建設にあたり相当程度の準備期間を必要とすると考えられるため、早期に学校建設を表明して検討を始め、無理の無い建設スケジュールで進められたい」

We agree!



決して他人事ではない近隣市の汚染土掘り返し事故

今も国基準を大きく超える市内の線量



安を超える放射線量が最近も測定されています。校庭に埋めた汚染土が学校行事の中で掘り返されて、国の目安を超える線量が測定される事故が発生しています。汚染物質の管理のためには長い年月を要することが改めて明らかとなっているのです。

小中学校のグラウンドや保育園の園庭などに埋めた汚染土の管理が重要です。市は台帳に基づく管理、放射線量の継続測定をしっかりと行うとともに、学校・施設職員の誰もが埋設場所を知ることが出来るようにマップを施設内に掲示すべきです。

●市の指示で住宅の庭などに埋めた汚染土の実態把握を

公共施設だけではなく。一般の家庭でも、市の呼びかけに従って、汚染が著しかった側溝汚泥などを庭などに埋めたままです。埋めた民地は多数にのぼり、世代が変わって情報が引き継がれず、住宅の建て直しなどで掘り返してしまう事も起きています。公共施設用地と同じく、厳重な管理が求められており、市はその作業にしっかりと取り組む責任があります。

剪定枝や草などは、市外の民間事業者事業者が燃料として燃やして1000ベクレルほどの焼却灰が発生したことがあります。国の基準の8000ベクレルよりは低いが、原発事故が起きる前のクリアランスレベル100ベクレルの10倍であり、大変な問題です。流山市が外に出した剪定枝等のその後の処理方法について追跡調査を行うべきです。

(2) 除去土壌の処理

除去した土壌については、その発生した場所で保管します。代表的な保管方法として埋設による保管がありますが、下記の表の通り効果を考慮して実施をお願いします。埋設が不可能な場合には、人の立ち入りが少ない場所で保管して下さい。

保管方法の例(埋設)

- ・除去土壌を保管するため、覆土厚を考慮し、穴を掘ります。
- ・除去した土壌は、飛散防止のために、ビニール袋等に入れて下さい。
- ・ビニール袋等に入れた土壌を掘った穴に埋めます。
- ・穴を掘るために出た土壌をビニール袋等の上に覆土します。

【参考】覆土による遮蔽効果

覆土厚	低減率
5 cm	51%減
10 cm	74%減
15 cm	86%減
30 cm	98%減

原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」より

市作成の除染マニュアル

ビスの実施や、債務保証制度・安否確認サービス等の紹介、貸主や要配慮者を対象にした講演会等の開催が行えます。このように、流山市が居住支援協議会に参加することは、セーフティネット法を生きたものにするために極めて重要なのです。

法では、市区町村は、「居住支援法人(※)」(家賃債務保証・円滑な入居にかかる情報提供や相談、見守りなどの生活支援を行う法人)を都道府県に推薦することができるとしています。公的な登録を得た居住支援法人が行う家賃債務保証(※)は、入居人を苦しめている「追い出し屋」を排除できます。流山市は、流山地域に身近な居住支援法人を選んで、県に推薦すべきです。

住宅セーフティネット法の概要

<登録制度の創設>

- 県や市が登録住宅に関する供給促進計画(※)を策定
→空き家などを要配慮者のための賃貸住宅として貸主が都道府県などに登録
→構造・設備、床面積の登録基準への適合が条件
- 都道府県などは登録住宅の情報開示を行い、入居に関し貸主を指導監督
- 登録住宅の改修・入居の支援
→登録住宅の改修費を住宅金融支援機構の融資対象に

<要配慮者の入居円滑化の措置>

- 居住支援法人による入居相談・援助
→居住支援協議会(※)の中核となる居住支援法人(※)を都道府県が指定
→同法人による住宅情報提供、入居相談その他の援助
- 家賃債務保証(※)の円滑化
→適正に家賃債務保証を行う業者に情報提供、住宅金融支援機構の保険引き受け対象に追加
→居住支援法人による差金債務保証の実施

●学校のグラウンドなどに埋め汚染土の厳重管理を

2011年の東電福島原発の爆発事故によって東葛域に大量の放射性物質が降り注ぎました。そのうちの放射性セシウム137は半減期が30.2年。東地域では子どもが利用する多くの施設で国の目

学校・保育園や住宅の庭に埋めた汚染土
管理とモニタリングは出来ているか

放射能
汚染対策

「居住の権利」は保障されているか 住宅確保が困難な市民への支援を

住まい得にくい高齢者・子育て世帯・障がいなど持つ市民

●民間借上げの市営住宅は市と市民にとって負担増

「居住の権利」とは、食や衣と並んで住居についても、人々は相当な水準を保障され、その不断の改善を求める権利を有しているという考えです。国連が定めた幾つもの国際条約や宣言において基本的人権として認められ、日本国憲法でも25条で生存権を定めてそれを保障しています。

この権利を保障する仕組みの1つが、市営住宅などの公営住宅。流山市の市営住宅は、この権利の実現の課題に照らして果たして十分と言えるでしょうか。



流山市の市営住宅は、これまでの「直接建設方式」から、民間住宅を借り上げて市民に供給する「借り上げ方式」へと移りつつあります。その方がコストが安いからというのがその理由。しかし、本当にコストは安いのか。

国が行った試算を見ると、直接建設の方が自治体の負担は少ないことがはっきりしています。国による数パターンの試算では、5年後から直接建設の方が収支が良い。残りのケースでも9年後、18年後からは直接建設の方が収支が良いという結果。

何故か。直接建設だと建設費の45%を国が負担、残りは市債の発行（後世代も含めた負担の平準化）で賄えます。市の負担分は家賃収入で年数をかけながらも回収していけます。しかし借り上げ方式だと、国からの補助は、市が負担する借り上げ料と入居者からの家賃の差額の2分の1だけ。

借り上げ方式が流行している背景には、自治体や入居者のメリットよりも、国の強い誘導策があります。誘導策の背景には、国として公営住宅に予算を割きたくない、民間の賃貸市場をテコ入れしたい等々の思惑、その思惑に沿った経済政策があります。決して、自然なことでも、合理的なことでもありません。時の政府による、一時的な

経済政策に引きずられた借り上げ方式です。

市は、国の都合による借り上げへの追従ではなく、市と市民に有利な直接方式を追求すべきです。

●住宅セーフティネット法の活用とその拡充を

単身高齢者の増加、若年層の収入減、1人親世帯の生活困難などが社会問題化。住宅を貸す側は、家賃滞納、孤独死、子どもの事故や騒音などを理由に、そうした人たちに入居拒否感を強めています。それを受けて、2007年に住宅セーフティネット法が成立、今年10月には改正法が施

家賃低廉化が条文に盛り込まれず、災害被災者支援が3年以内に限られ、公営住宅の役割が軽視されるなどの限界があります。しかし、住宅の確保に配慮を要する人々を対象に住宅提供を行う必要を謳っています。流山市は、この法に則ってどのような施策を講じているのでしょうか。

国は「地方公共団体の責務」として、「地域住宅計画」を策定し「公的賃貸住宅の整備等に関する事項」を記載するよう求めています。また、自治体は「供給促進計画(※)」を定めることができます。この計画を定めると高齢者、1人親世帯等々以外に「住宅確保用配慮者」を市で新たに追加でき、また「登録住宅の登録基準の強化や緩和」が可能になります。市でできることが増え、市民サービスをさらに拡充することが可能になるのです。

また国は、「居住支援活動の充実のために、特



に市区町村が「居住支援協議会(※)」に参画することが重要」と言います。自治体やそれが参加する「居住支援協議会」は、登録住宅が国から住宅改修の補助を受ける際にも重要な要件です。また入居者が負担の軽減、家賃低廉化の恩恵を受けるためにも、居住支援協議会があって、その審査を受けることが必要です。さらに、居住支援協議会では、住宅相談サー



前ヶ崎の変則交差点の改修、We agree! 今上落(いまがみおとし)の河道改修を求める市民陳情

12月市議会には市民の皆さんから4つの陳情書が提出されました。そのうちの2つは、阿部治正が所属する都市建設委員会に付託されて審査が行われ、委員会でも本会議でも採択されました。以下、陳情内容と阿部治正の討論内容の概要をご紹介します。

■前ヶ崎411地先の交差点の改良工事を求める

1つ目の陳情は、前ヶ崎411地先にある変則交差点の交通安全対策を講じて欲しいというもの。陳情項目の第1は、当該交差点の安全対策の調査研究を始めて欲しい。第2は、信号機が付けられるように交差点の改良工事を視野に入れて安全対策を講じて欲しい、ということでした。

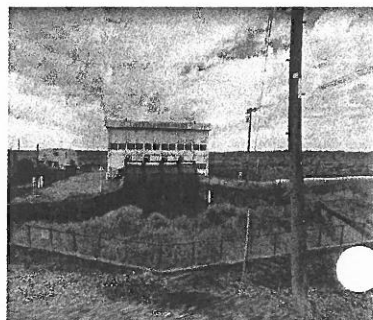
阿部治正は、委員会で次のような賛成討論をしました。「市当局の意見は、他の道路改良事業との順序の問題で難しい面があるとのことだが、それらの事業と連続して、あるいは部分的に並行して取り組んでいくことは不可能ではないと思える。この交差点の危険性はかなり深



く化してきており、対策が求められている」。

■今上落の水害対策のため河道改修などを求める

2つ目の陳情は、江戸川左岸を流れる今上落は豪雨などで法面浸食、排水機能不足で住民に不安を与えているので改修して欲しいというもの。



阿部治正は次のように賛成討論をしました。「当局の答弁でも河道改修など抜本的対策のためには千葉県に対し各方面から要望が出されることが必要とあった。陳情趣旨に、集中豪雨などで穏やかな河川が急変した際に住民は恐怖を感じているとある。その気持ちを委員会が共有できるとすれば、陳情は採択されるべきである」。

この選挙制度の問題点は、第1に、憲法が要請する「正確・公正な民意の反映」を実現できていないという点。この制度の下では、必然的に、民意が正確に反映された政治が行われないことになってしまいます。

4割台の得票で7割台の議席

2017衆院選での最大与党の得票率と議席占有率

小選挙区での最大与党の得票率は

47.82%

全有権者の中で絶対得票率は

24.98%

議席占有率は

74.39%

第2に、こうした誤りが是正されないとなると、選挙や政治に対する国民の信頼が損なわれてしまいます。議会制度に対する国民の信頼が失われていくことは、自分が所属している政党が多数党か少数党か、与党か野党かという立場を離れて、極めて憂慮すべき事態であるはずで、現代日本の選挙制度、議会制度は、国民主権、ないしは人民主権という民主主義思想を大原則にし、そこに基礎を置いていくはずで、この認識が共有されるならば、国民主権を形骸化させかねない現在の小選挙区制は速やかに改められ、民意をより正確に反映する制度に置き換えられべきという主張も、党派や会派を超えて共有できるはずと考えます。

阿部治正は、2017年の第4回定例会市議会に提案された5つの発議に賛成。うち2つの賛成討論を行いました。そのひとつの要旨を以下に記します。

賛成
小選挙区制度廃止など選挙制度の改革を求める意見書



6

№ 00705

領 収 証

阿部 治正

殿



領 収 金 額			百万		千		円
			¥	1	1	8	498

内 訳

現 金

小切手

約 手

振 込

平成 30 年 1 月 4 日

但し 1/11 分折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。



日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3-14-14
毎日新聞社 早稲田別館内
電 話 (03)3208-8611

御 見 積 書

29 年 12 月 15 日

阿部治正

殿

下記の通り御見積り申し上げます

毎日折込株式会社

〒169-0072

東京都新宿区大久保3-14-4

毎日新聞早稲田別館内

TEL: 03-3208-8611

FAX: 03-3208-8763

担当: [REDACTED]

御見積金額
¥ 118,498

広告主名		件名	
阿部治正 殿		議会報告	
折込日		サイズ	枚数
30 年 1 月 11 日	朝刊予定	A3 2ツ折	21,100 枚

地区	数量	単価	金額
千葉	21,100	5.20	109,720
◆印刷物納品先※2月に移転しました			
ビッグデポ千葉内 毎日折込(株)			
04-7137-0661			
千葉県 柏市 一倉二 380-15			
〒277-0872			
◆納期 ※1/11(木)折込の場合			
1/9(火)午前中迄			
◆お支払い: 1/5(金)迄			

※お支払い条件: 前金 (印刷物納品日までにご入金願います。)

配送料	
小計	109,720
消費税	8,778
合計	118,498

※見積有効期限: 発行日より1ヶ月

【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

7

領 収 書

2018年3月23日

阿部治正様

¥87,870-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社
〒892-0835
鹿児島県鹿児島市城南町10番7
TEL: 050-3734-6495

ご注文履歴

ご注文日	2018-03-23 18:59:58		
ご注文No	20180323-1855-1	発送完了 ファイル	ご入稿いただいた
タイトル	市政報告18年3月		
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷		
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット70kg 納期:4営業日 印刷色数:両面1色 表面:1色(C,M,K) 裏面:1色(C,M,K) 部数:24000部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金820円+@0.62円(1枚)) +1営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720円 オプション:データ修正サービスを利用しない オプション:表面カラー(K:ブラック) オプション:裏面カラー(K:ブラック) <u>その他仕様</u>		

阿部はるまぎの

市政報告
2018年春号
流山市議会
社民党

E-mail: th4h-yko@asahi-net.or.jp

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

3月議会で「子どもの貧困」を取り上げました

日本の子どもの貧困率は7人に1人(13.9%)、ひとり親家庭では5割強。流山も例外ではあり得ず、子どもの貧困の指標である就学援助の申請者は小中学校合わせて8.3%。実際の受給者は7.8%。生活保護の教育扶助の支給人数145人を加えると、両制度の受給人数は1222人で、約8.4%。受給に辿り着けていない者を含めると10人に1人以上の子どもが貧困状態にあることが想定されます。

■悪意あるキャンペーンとデータ偽装

そんな状況にも関わらず、政府は生活保護の基準引き下げ・母子加算の引き下げ打ち出しました。マスコミは次のように伝えます。「生活保護見直し案 最大13%減 母子加算2割カットも」「生活保護 母子加算削減に怒り、悲鳴 負の連鎖招く」「生活保護 貧困対策に逆行 子育て世帯4割が減額へ」。

この貧困拡大策を受け入れさせるための国のやり方のひとつが、ウソに基づく不正受給キャンペーン。しかし実際の不正受給は15年度で0.45%で、99.55%は適正。問題はむしろ本来受けるべきなのに受けられていない人が8割もいる現状。人口に対する利用率も極めて低く、イギリスは9.27%、ドイツ8.2%、フランス5.7%、スウェーデン4.5%に対し、日本はわずか1.6%です。

もうひとつのやり方が、裁量労働制のときよりもさらに露骨で大規模なデータ偽装＝消費者物価指数のねつ造です。一般家庭の物価下落率は2.35%。なのに生活保護世帯に対してはわざわざ別の「生活扶助相消費者物価」なるものを作成して、倍近くの4.29%も物価下落の恩恵を受けているかに見せかけるデータを作成。こんなひどいやり方で、保護削減を国民に受け入れさせようとしています。

■社会保障・福祉の切り下げへ連動

政府の狙いはどこにあるか。生活保護そのものの切り下げよりも、他の福祉・社会保障切り下げにつなげる。労働者の低賃金や自営業者・農家の低収益を我慢させる口実にすることが真の狙



阿部治正はこの4年5ヶ月、平日は毎朝(出張などで市内にいない日を除き)駅頭に立ち市政の報告をしています。

いです。決して「不正受給を減らして正しく受給している人を救うため」ではありません。

実際、生活保護切り下げで、それと連動した次の施策などで負担増が強行されるのは必至です。

①就学援助 流山市では、国も財政措置をしており、他の自治体が取り組み始めている、3費目(PTA会費・生徒会費・クラブ活動費)は未支給。これがさらに遅れる可能性があります。

②保育料 生活保護基準引き下げによって新たに保育料徴収世帯が出ます。

③学童保育・障害児者 市民税非課税世帯以外は自己負担が発生します。

④地方税・医療・介護・障がい者施策など 地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免基準、介護保険の保険料・利用料の減額基準、障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準などに影響が出ること必至です。

福祉・介護の何でも相談(お気軽にどうぞ)

月に1回、行います。相談スタッフは、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、精神保健福祉士などの資格を持った専門家、大学教授です。

時間調整のため、事前連絡を下記まで頂く必要があります。お気軽にお申し込み下さい。

日時 4月22日(日)午後1時から
場所 社民党流山事務所
流山市平和台2-43 広葉ビル201
連絡先 090-2481-9040 (阿部治正)



問題多い新年度予算 暮らしと福祉重視に転換を

2018年度予算
への反対討論

阿部治正は、第1回定例会市議会（2月15日～3月19日）の最終日に2018年度の予算案への反対討論を行いました。各事業分野に則して、討論の要旨をご紹介します。

●沿線開発は暮らしの充実 に生かされているか

まず「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」について。

●木地区区画整理の期間の延伸と市の持ち出しの増加に対して、その負担軽減を図るための明確な姿勢や方策は打ち出されていません。

●おおたかの森駅北口市有地のマンション建設などは、不動産バブルへの警戒心をまったく抱かず進められています。

都心などと違って実需が伴っているからバブルではないと言えるか。実需に基づく不動産投資であっても、分譲販売収入や賃料を当てに証券が発行され、証券の販売で開発投資資金がかき集められる現在のビジネスモデルでは、その証券の価格や利回り自体が、市場の思惑によって支配され、投機が横行する世界となっています。ホテルについて言えば、オリンピック・パラリンピックの後の市場縮小への危機感はずっと見られません。

●新川耕地への巨大物流施設の誘致はどうか。大手のネット通販業者などもテナントとして進出してくる予定のようですが、大量生産・大量販売・大量消費のビジネスモデルの名残です。まだしばらくは続くでしょうが、ずっとというわけにはいきません。大量販売・大量消費のビジネスモデル、あるいはそのような経済は長くは続きません。

●みどりは減る一方、放射能 汚染対策からは逃走

次に「生活の豊かさを実感できる流山」について。

●生物多様性流山戦略に基づいたモニタリング調査などを行うとしています。市は、里山などにおいて生

態系の頂点に立っているオオタカを市のシンボルにする考えです。しかし、3月18日のNHK番組でも取り上げられましたが、オオタカの進出に合わせてエナガという小鳥の活動が見られます。捕食者であるオオタカを利用しながらその生存圏を確保しているユニークで愛らしい小鳥、エナガ。その他の小動物、植物等々。その多様な相互関係の調査は意義深いもの。しかし、大規模な緑の伐採を容認してきた市当局に、生物多様性の意義が本当に理解出来ているのか怪しみます。

●まちなか森プロジェクトやグリーンチェーン戦略を継続すると言いますが、それだけでは緑の縮小はカバー出来ないことは、年々の緑被率の減少によって既に明らかです。

●放射能に汚染された剪定枝や草などの処理において、市外の業者に委ねて、埋設処分や発電燃料として利用などを行っていますが、そのフォローをまったく行っていません。また、汚染された剪定枝等を普通のゴミに混ぜる「調整焼却」というやり方も、邪道。汚染物質の総量規制の考え方を投げ捨て、環境行政の崩壊を招いてしまっています。市内の至る所に、国基準を超えるホットスポットが存在しているのに、放射能対策課を廃止するという決定は許されません。

●小中学校教育の前途危うし、 五輪誘致に魂は入ったか

次に「学び、受け継がれ、進展する流山」に関する予算です。

●小中学校の教室・校舎不足の問題。文部科学省が言う適正規模校なら小学校で2～3つ、中学校で1校足りない状態ですが、小学校はマンモス校を1校のみ建設する計画。マンモス校の弊害



についての認識が浅く、危機意識が足りなさすぎ。対策として「保護者が通わせたくない特色ある教育」などが語られています。「保護者が通わせたくない特色ある教育」は、それ自体として意義が確認され、追及されるべきもので、マンモス校の弊害、通学区設定の歪みを取り繕う手段ではありません。



●格差と貧困が広がり、子どもの貧困問題が深刻化。流山も無関係ではありません。子どもへの就学援助の役割への期待が高まっています。就学援助におけるPTA費、生徒会費、クラブ活動費については、生活保護受給世帯は文科省の予算の範囲で2分の1が補助、準要保護世帯は地方交付税で措置されています。にも関わらず、流山市は未支給。政府の生活保護の改悪政策についても、相変わらずの追従姿勢です。

●東京オリンピック・パラリンピックに向けて市民の機運の醸成を図るとしています。しかし近年の五輪では、ひとつの明確なアピールが発せられるのが当たり前。それは、各国は「市民の多様性」を尊重すべきだというアピール。市当局は、オランダチームの受け入れに向けて、オランダの食文化などを紹介するのだと言いますが、オランダと言えばやはりLGBTの最先進国。近年のオリンピック・パラリンピックの特色でもあり、意義でもある、「性の多様性」を尊重すべきとのアピールについての言及を避けた機運醸成策は、何かから逃げている様にしか見えません。

●子育て・介護・貧困対策こそ市政の試金石

「誰もが充実した生涯をおくることができる流山」について。

- 保育充実策のネックとなっている保育士の処遇改善への取り組みは一定評価。しかし増加が目立っているのは小規模保育所が中心、認可保育所の整備や3歳児以上の子どもの保育への接続の課題への取組は弱い。
- 学童クラブも、大規模化の弊害への対策をどうするのかなど、課題への対策が不十分。
- 貧困の連鎖を絶つための子どもの学習支援も、国の生活困窮者自立支援制度におけるメニューの拡充があってもはじめて取り組むという消極姿勢。加えて、民間の塾経営に委託するという安易な姿勢は問題です。

●高齢者福祉、特に介護の施策は、国による介護保険制度の切縮めに対して、要支援者の介護保険外しや介護や支援のボランティア任せというやり方で追従。国による制度改悪の影響を緩和、無害化するための流山市独自の努力がもっとしっかりとされるべき。保育士の処遇改善策に比べると、介護職に対するそれは、初任者研修や実務者研修への補助などにとどまっており、極めて貧弱。このままでは、流山の介護の仕組みはさらに後退を余儀なくされます。

●「誰もが充実した生涯を送れる流山」を標榜するのであれば、先に見たLGBT問題へのもっと積極的な取組があってしかるべき。ところが、この問題に対して最初に予算を計上したのが、なんと保健衛生の費目。人々の多様性を尊重する、そういう文化を育む、あるいは人権問題という文脈の中ではなく、真っ先に保健衛生の問題（感染症問題）としてとりあげるということを流山市はやってしまった。大変大きなマイナスのメッセージを発したことになり、断じて容認できません。

●流山に本当の賑わいをつくり出す商工政策を

「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策と予算。●ふるさと納税の普及や流山ファンづくりを進めるとしていますが、ふるさと納税制が持っている税制としての体をなしていないという深刻な問題、返礼品の選定の仕方などによって市内各産業、業者間に無用な不公平を生じさせ、何よりも経済的に余裕のある者への優遇策となり、市の業務負担や財政的持ち出しを増やしてしまう可能性についての反省が全くなし。安易な国策や流行への追従によって、市職員の自発的な創意工夫の力を削ぐことはやめるべきです。



●観光振興にも力を入れてますが、市内には元々強力な観光資源は存在せず、新たに作ると言っても限界のあるまちだということをリアルに受けとめる必要があります。交流人口の増大策として本町や利根運河を活用するというなら分かりますが、その限度を超えて、流山市が観光都市にでもなり得るかのような、非現実的な思い入れに引っ張られた施策はやめるべき。流山市の良さは、もっと別のところに見いだすべきであり、それ育むための施策に力を入れるべ（次頁に続く）

●政府が進める「働き方改革」に乗ってテレワークを側面支援すると言います。テレワークはこれまで働くことが難しかった人に働くことを可能にさせるという面を持つと同時に、「裁量労働制」の悪用、労働法制の適用逃れに利用される危険性の大きい働き方です。今の日本における、働く人々が置かれている無法状態とも言える一般的状況を見れば、労働法制の遵守、労働環境の保護が極めて重要ですが、その問題意識は聞かれません。

●公共サービスの劣化は地域の衰え招く

●定員適正化計画は事実上破綻、なし崩しの人員補充は行われているものの、総括が回避されているために、十分なものとはなっていません。今も職員に負担を過度な強いており、市職員が願うような質の行政サービスを提供出来ない事態を生んでいます。

●市の委託職場の職員の労働条件を見れば、多くは最低賃金ギリギリ、その他の労働条件も同様。過度な安上がり委託が進む中で、労働法や最低賃金を守れというレベルの「流山市発注契約に係る労働環境に関する

●マイナンバー制度の導入は、市が大いにこの国策の意義を説き、追隨してきたにも関わらず、普及率がわずかに多いＩＴ業界にビジネスを始めた国策は、市のそれとは明らかに異なる。このことは明らか。



いま求められているのは、子育て支援や教育施策、障がい者福祉や高齢者福祉、介護などに本気で力を入れるまち。格差や貧困対策に本気で取り組むまち。放射能汚染問題を始めとする環境問題に積極的に取り組む行政の、です。現状の流山市の施策は、それに照らして極めて不十分、一部は逆方向に向かって進んでいると言わざるを得ません。

以上は、この予算案が裏打ちしようとしている、流山市の施策や事業の限界や誤りの一例ですが、見過ごしに出来ない点であり、その故にこの予算案に反対するものです。

●賛成 22 名・反対 5 名

●贊成 22 名·反對 5 名

月分、2・1・75月分に。
しかし、市長・副市長や公務員の一つである議員の報酬は、一般の勤労者の生活給の水準を大きく超える必要はありません。議員であるが故に避けられない活動費は、厳格なチェックの仕組みを設けた上で公費で

議員報酬明細書

平成30年1月

阿部 治 正 様

支給額	報 酬	458,250
	差 額	
	計	458,250
控除額	所 得 税	22,830
	年末調整所得税(不足)	11,631
	住 民 税	45,100
	会 派 会 費 等	54,530
	保 険	
	計	134,091
	差 引 支 給 額	324,159

ここから国保料月 54,758 円を引けば実質の月額手取りは 269,399 円

④

■流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、議員の期末手当の支給月数を引き上げるものです。

現行は6月が1・975月分、
12月が2・125月分。改正で
2018年度はそれぞれ2・025
月分、2・175月分に。

賄うようにすべきです。
 史上最も民主的と言われた
 1871年誕生のパリコミューンは、
 公務員や議員の賃金は労働者並みで
 あるべきと主張し、実践しました。
 阿部治正の月額手取りは、税や事業
 者負担の無い社会保険料などを引け
 ば月26万9400円です。

反対
議員の報酬を引き上げる議案
議員報酬は一般勤労者以上である必要なし

■流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、市長・副市長や教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものです。

現行は6月が2・05月分、12月が2・20月分。改正で2018年度はそれぞれ2・10月分、2・

25月分に引き上げられます。

市の一般職員の給与が民間賃金に準拠してわずかに引き上げられますが、それに合わせて特別職やなども引き上げるといふ理屈です。しかし、生活給である一般職員の給与と、もともとが生活給とは言えない高給の特別職給与を同列に扱うのは間違いです。

反対
市長・副市長・教育長の給与を引き上げる議案
一般職の生活給とは異なり引き上げは不要

第1回定例会 云では、市長・副市長・教育長の給与、また議員の報酬を引き上げる議案が提案されました。阿部治正は、どちらの議案にも反対をしました。

NO 00718

領 収 証

阿部 治正

殿



領 収 金 額		百万	千	円
		¥	118498	

内訳

現 金

小切手

約 手

振 込

平成 30 年 3 月 26 日

但し 4/1分折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。

扱 者 印



日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞社 早稲田別館内
電 話 (03)3208-8611(代)

御見積書

30 年 3 月 19 日

阿部治正

殿

下記の通り御見積り申し上げます

毎日折込株式会社

〒169-0072

東京都新宿区大久保3-14-4

毎日新聞早稲田別館内

TEL: 03-3208-8611

FAX: 03-3208-8763

担当: [REDACTED]

御見積金額

¥

118,498

広告主名

阿部治正

殿

件名

議会報告

折込日

30 年 4 月 1 日 朝刊予定

サイズ

A3 2ツ折

枚数

21,100

枚

地区

千葉

数量

21,100

単価

5.20

金額

109,720

◆印刷物納品先

ビッグデポ千葉内 毎日折込(株)

04-7137-0661

千葉県 柏市 十倉 380-15

〒277-0872

◆納期 ※4/1(日)折込の場合

3/29(木)午前中迄

◆お支払い: 3/29(木)迄

※お支払い条件: 前金 (印刷物納品日までにご入金願います。)

配送料

小計

109,720

消費税

8,778

合計

118,498

※見積有効期限: 発行日より1ヶ月

【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

資料作成費

資料作成費支出合計 895円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
H29.10.23	コピー代	500円	1	
H30.3.8	コピー代	395円	2	

領 収 書			
(住所・氏名) 納入者	〒		
	議員 阿部 治正 様		
納入金種別 (摘要)			金 額
複写機使用料 (0 5)			500 円
()			
合 計			500
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
29 年度	一般 会計	番 号	年 月 日
			領 収 印
			

コピー使用料請求内訳書

平成29年10月23日

阿部 治正 様

流山市議会事務局長 竹内 繁教

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
4	19	5	95
5	0	5	0
6	22	5	110
7	8	5	40
8	46	5	230
9	5	5	25
合 計	100	5	500

領 収 書			
(住所・氏名) 納入者	〒		
	議員 阿部 治正 様		
納入金種別 (摘要)			金 額
複写機使用料 (0 5)			395 円
()			
合 計			395
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
29 年度	一般 会計	番 号	年 月 日
			領 収 印
			

コピー使用料請求内訳書

平成30年3月8日

阿部 治正 様

流山市議会事務局長 竹内 繁教

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
10	8	5	40
11	68	5	340
12	3	5	15
1	0	5	0
2	0	5	0
3	0	5	0
合 計	79	5	395

資料購入費
(図書購入費等)

資料購入費支出合計 58,968円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
H29.11.27	『ディーファイル』誌代	29,484円	1	
H30.3.26	『ディーファイル』誌代	29,484円	2	

No.

領 収 証

流山市議会
市民会 阿部治正 様

金 額

¥29,484

但 自治体情報誌デューファイル(2017年上半期)誌代として

2017 年 11 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三

No.

領収証 流山市議会 社民党 様
阿部治正

金額

¥29,484

但 自治体情報誌ディーファイル誌代として

2018年 3 月 26 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等 (%)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡 幸三

その他の経費

その他の経費支出合計	0円
------------	----

[illegible]